

徳島県消費生活相談員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、消費生活相談員資格を有した人材情報を把握し、消費生活センターにおける消費生活相談員の採用が必要となった県内自治体への人材の確保を円滑に行うことを目的に必要な事項を定める。

また、登録者に対し、研修会の実施や情報提供を行うことで登録者の消費者問題への対応能力向上を図り、相談業務に円滑に従事できる体制を確保する。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、徳島県消費者情報センター（以下「県センター」という。）に徳島県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(登録対象者)

第3条 人材バンクに登録できる者（以下「登録対象者」という。）は、消費生活センター等に就職を希望する者、または将来的に就職を希望しようと考えている者で次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

(登録情報)

第4条 人材バンクに登録する情報は、登録対象者の氏名、住所、年齢、性別、電話番号、経歴及び保有する資格等（以下「登録情報」という。）とする。

(登録手続)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、人材バンク登録申請書（様式第1号）に人材バンク登録票（様式第2号）を添付し、県センター所長に提出するものとする。

2 県センター所長は、前項の申請書を受理した時は、その内容を確認の上、人材バンクへの登録を行うものとする。

(登録情報の変更)

第6条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに人材バンク登録変更届（様式第3号）を県センター所長に提出するものとする。

2 県センター所長は、前項の届出を受理したときは、その内容を確認の上、登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

第7条 登録者は、人材バンクの登録を辞退しようとするときは、人材バンク辞退届（様式第4号）を、県センター所長に提出するものとする。

2 県センター所長は、前項の届出を受理したときは、人材バンクから当該登録者の情報を削除しなければならない。

(人材バンクの活用方法等)

第8条 消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする消費生活センター等の長は、人材バンク情報提供申請書(様式第5号)により、県センター所長に申請するものとする。

- 2 県センター所長は、前項の申請があったときは、リストに掲載された情報に基づき、申請者に対し速やかに情報提供をするものとする。
- 3 消費生活センター等の長は、前項で提供された情報を消費生活相談員の採用に活用するものとする。
- 4 消費生活センター等の長は、採用の可否について、人材バンク採用結果報告書(様式第6号)により、県センター所長に報告するものとする。
- 5 県は県センターの相談員確保のため、リストを活用することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 県センター所長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日徳島県条例第55号)に基づき、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

- 2 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報を第8条第1項の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(登録情報の確認等)

第10条 県センター所長は、必要に応じ登録者に対し登録情報の確認を行うことができる。

- 2 県センター所長は、登録者についてその登録情報に虚偽の記載があった場合、又は消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

(研修会等の実施)

第11条 県センター所長は、登録者に対し研修会等の実施や情報提供を行い、登録者の消費者問題に関する対応能力向上を図る。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和元年12月13日から施行する。

附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。